

別表

1. 「子ども家庭支援員」の資格等

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの

(3) 医師

(4) 社会福祉士

(5) 精神保健福祉士

(6) 公認心理師

(7) 社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

(8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの

(9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの

(10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの

(11) 社会福祉士となる資格を有する者（(4) に規定する者を除く。）

(12) 精神保健福祉士となる資格を有する者（(5) に規定する者を除く。）

(13) 保健師

(14) 助産師

(15) 看護師

(16) 保育士

(17) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者

(18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ② 児童相談所の所員として勤務した期間

(19) 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者（(18) に規定す

る者を除く。)

(20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号) 第 21 条
第 6 項に規定する児童指導員